※基本的にいただいた御意見から抜粋したものですが、明らかな誤字や変換ミス、個人等が特定しうる情報等はこちらで修正しています。 ※1通の意見ごとに1つの意見No.を割当てており、1通の意見につきさらに細分化が必要なものがあるため整理No.を付しています。

意見No.		に1つの意見No.を割当てており、1通の意見につきさらに細分化が必要なものがあるため整理No.を付しています。 御意見の内容	御意見に対する考え方
1	1	ガス導管等の保守に係る区分については、ガスシステム改革小委員会報告書(2015年1月)の32ページ図表1-12にまとめられたように整理されているが、これをスイッチングの際に需要家(消費者)に説明することを、指針に盛り込むべきである。その際には、仕組みだけでなく、当該需要家の地域で誰が何を担うのかを周知することが必要であり、その情報提供を「望ましい行為」に含めるべきである。	今般の法改正に伴う保安区分の整理に基づき、一般ガス導管事業者は緊急保安や内管の漏洩検査を行うこととされ、一方、ガス小売事業者には消費機器の調査・危険発生防止周知を行う義務が課せられています(法第159条)。この危険発生防止周知において、ガス小売事業者は、需要家に対し、ガス漏れ等の緊急時におけるガス事業者に対する連絡に関する事項を周知することとなっており、具体的な連絡先含め周知することが担保されています。また、ガス小売事業者が需要家に対し、契約締結前に供給条件として説明すべき事項のうち「導管、器具、機械その他の設備に関するガス導管事業者、ガス小売事業者及び需要家の保安上の責任に関する事項」(小売登録省令第3条第1項第25号)において、上記保安責任区分につき説明することを義務付けています。御指摘を踏まえ、本指針案において、当該説明すべき事項についての本指針案における記載を具体化いたします。
2	2-1.	・該当箇所 P1序(1)本指針の必要性及び構成 ・意見内容 「本指針は、小売の全面自由化に伴い、様々な事業者がガス参入することを踏まえ、関係事業者がガス事業法及びその関係法令を 遵守するため指針を示すとともに、関係事業者による自主的な取組を促す指針を示すものであり、これによって、ガス需要家の保護の 充実を図り、需要家が安心してガスの供給受けられるようにするとともに、ガス事業の健全な発達に資することを目的とする」とある が、この目的が確実に達成できよう、小売全面自由化前だけでなく、小売全面自由化以降も含めて、新規・既存を問わず、各事業者 に対する本指針の周知・徹底をお願いしたい。 ・理由 現場最前線で働く者からは、過度な競争激化や事業者間の連絡不徹底等が起これば、結果としてお客さま・社会の総合的な利益増 大につながらなくなるのではいかといった懸念の声が挙っている。本指針を実効あるものとしていくことが、お客さま利益の保護や健 全な競争環境の整備につながり、ひいてはガスシテム改革の目的の一つである「需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大」につ ながると考えることから、小売全面自由化以降も含めて、各事業者に対する者に対する本指針の周知・徹底をお願いしたい。	消費者自らが、ガス会社や料金メニューを自由に選べるようになることが、 小売全面自由化の目的の一つであり、新たな制度についてしっかりと周知・ 広報することが重要です。経済産業省のホームページを通じて、各地での 説明会の開催や、登録されたガス小売事業者の一覧やガスの小売自由化 についての「よくある質問と回答集」などの公表などを行っていますが、201 7年4月の小売全面自由化の施行に向け、政府として、消費者への情報提 供や広報の取組を引き続き進めてまいります。
2		・該当箇所 P12~13 2 営業・契約形態の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為等 (1)ガス事業法上許容されない営業・契約形態 ア 一括受ガスについて(注釈8を含む) ・意見内容 「将来的に、一括受ガスという契約形態を許容するための制度改正を行うか否かについては、小売全面自由化後の需要家のニーズ も踏まえつつ、引き続き検討すべき課題として整理している。」とあるが、本指針の内容を今後も堅持すべきである。 ・理由 ガス事業については、保安の確保が大前提であり、小売全面自由化後においても、お客さま・社会の総合的な利益増大の視点から、保安の確保を最優先とすべきである。 一括受ガスという契約形態を許容することは、ガス事業者の保安責任区分の変更など、保安規制の見直しを伴うものであり、保安レベルが低下する恐れがあることから、仮に検討する場合でも極めて慎重に扱うべきである。	本指針案では、保安規制の観点なども踏まえ、一括受ガスを許容されない 営業・契約形態として整理しています。今後、一括受ガスという契約形態を 許容するための制度改正を行うか否かについて検討するに際しては、小売 全面自由化後の需要家ニーズのほか、ガスの使用者間の公平性の確保や 御指摘の保安の確保等を踏まえ検討してまいります。

意見No.	整理No.	御意見の内容	御意見に対する考え方
3		化を図るには、消費者の選択肢を増やすことが不可欠です。中小多くの業者の参入があって初めて消費者の「選択肢の拡大」があり、真の自由化と言えると思います。その意味で参入が容易に可能となる方策としては「ワンタッチ供給」であり、かつ、「ワンタッチ供給」を可能にするためには、現一般ガス事業者に新規参入事業者からの要請によるガスの卸供給を義務付けることが必要と思えます。またその卸価格については合理的な第3者が納得できる価格であることを説明できるものとすることが必要であることも追記します。これは仮にワンタッチ供給が認められても、そのままでは卸事業者に小売事業者の選択権が残り、それを解消するためにも卸市	するための指針を示すことにより、需要家保護の充実を図ることを目的とし
4	4-1.	以上を踏まえ、この度、意見募集があった「ガスの小売営業に関する指針」(案)について、以下を要望します。 1.「1.(1)一般的な情報提供」に関し、「経過措置料金規制を指定されなかった(解除された)既存の都市ガス事業者」は、その旨を	
4		2.「1. (1)一般的な情報提供」に関し、「標準メニューの公表」や「平均的な月額料金例の公表」は、「明記しないこと」を「問題となる 行為」とし、電力・ガス取引監視等委員会が、事業者に是正させることができるようにすべきと考えます。 今回の指針には、望ましい行為として「標準メニューの公表」や「平均的な月額料金例の公表」が明記されています。これらは、新規の 契約締結や契約の継続を検討する消費者にとって必須の情報です。「明記すること」を「望ましい行為」とするのではなく、「明記しない こと」を「問題となる行為」とし、すべての都市ガス小売事業者に義務付けることを要望します。	ガス小売事業者には、契約締結前の供給条件の説明義務が課されており、 契約締結前に需要家に供給条件に関する情報が適切に提供されることを 担保しております。 「標準メニューの公表」や「平均的な月額料金例の公表」については、これら を公表しないことが直ちに需要家利益の保護に支障を来すものではないこ とから「問題となる行為」とはしていませんが、ガス小売事業者に課せられた 供給条件の説明義務や書面交付義務の違反行為がないか等については、 当委員会において適切に監視を行ってまいります。

意見No.	整理No.	御意見の内容	御意見に対する考え方
4	4-3.	3.「1. (1)一般的な情報提供」に関し、値上げを実施する場合には、一定期間(例えば2カ月)前に、消費者に対して値上げ額・値上げ率、その理由などを書面で案内することを義務化するよう求めます。すでに契約をしている消費者にとっては、値上げが行われる場合、その情報を適切に得られることが重要です。今回の指針(案)には、値上げ時の情報提供のあり方について記載がありません。今回の指針(案)に、値上げ時の適切な情報提供(一定期間前に値上げ額・値上げ率、その理由を書面で案内)をしないことは「問題となる行為」であるとすることで、都市ガス小売事業者に、書面で案内することを義務付けるよう要望します。	書面交付義務についても明記をしているところですが、小売供給に係る料
4	4-4.	4. 経過措置料金を外した場合の「特別な事後監視」について、「指針」の中に明記してください。 第 29 回ガスシステム改革小委員会(平成 28 年 2 月 23 日)において、事務局から経過措置料金が外れた際に、合理的な理由がない料金値上げがあった場合には「特別な事後監視を行う」旨の発言がありました。今回の「指針」の中に、経過措置料金規制が外れた際に、合理的な理由がない料金値上げがあった場合には「特別な事後監視」を行うことがあることを明記してください。	本指針案は、新規参入者を含めたガス小売事業者が改正後のガス事業法及びその関係法令を遵守するための指針を示すことを目的としているため、既存ガス事業者に関する経過措置料金規制については言及をしていませんが、経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者等が、原料費や託送料金などの上昇に比して、標準的な小売料金の合理的でない値上げを行っていないかどうかについてはしっかりと監視していくこととなります。
4	4–5.	原則として事業休廃止の少なくとも一月前に周知を行うことが義務付けられています。 ガス小売事業者の倒産などを理由として、ガス小売事業者から小売供給契約が解除される場合は、消費者も早急に新たな事業者と 契約しなければなりません。新たな事業者との契約を開始するにあたっては、消費者も、現時点で契約している事業者との契約解除 けいつかを知る必要があると考えられます。契約除日の連絡が 15 日程前であった場合、新たな事業者との契約に時間がかか れば、都市ガスの供給が一時的に最終保障供給事業者となる可能性もあり、消費者にとっては大きな手間が発生します。解除日の明 示も、解除予定日の一月前程度にするべきと考えます。	的倒産など様々な種類のものがあり、事業の休廃止を伴うか否かは個別事案ごとに異なりますので、ガス小売事業者からの小売供給契約の解除の場合に一律に1月程度前までに解除予告通知を求めるべきではないと考えています。 ただ、ガス小売事業者が倒産や登録取消処分等を理由に事業の休廃止を
4	4-6.	6. 最終保障供給の料金水準は、標準的な都市ガス料金の 1.2 恰程度にとどのもことを明記してください。 第 23 回ガスシステム改革小委員会(平成 27 年 9 月 15 日)において、最終保障供給の料金水準は標準的な小売価格の 1.2 倍程度にとどめるとされました。最終保障供給を行う事業者は、最終保障供給時の料金水準を、標準的な都市ガス料金の 1.2 倍程度によばめることを「複雑」に明報してびざむ。	本指針を遵守すべき主たる事業者はガス小売事業者であるため(本指針案2頁参照)、当該事項については本指針案には記載していませんが、最終保障供給約款については料金その他の供給条件を定めた上で、当該約款を公表することが一般ガス導管事業者に義務付けられています(法第51条第1項、第4項)。

意見No.	整理No.	御意見の内容	御意見に対する考え方
5	5–1.	「ガスの小売営業に関する指針」(案)に関する意見の募集に対して、(1)一括受ガス(マンション等の一括供給)、(2)二重導管規制、(3)託送の圧力規定問題(逆流託送)の3点につき、下記の通り意見を提出します。 (1)一括受ガス(マンション等の一括供給) 2016年4月に"電力小売全面自由化"が施行されたが、それ以前から認められている『電気のマンション一括供給』は、平成26年度に44万戸で、平成32年度には105万戸を超えるとの予測(※1)がある。 ※1:平成26年度電源立地推進調整等事業(マンショ高圧一括受電サービスに係る実態調査) http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2015fy/001056.pdf 2017年4月に予定されている"ガス小売全面自由化"においても、電気と同様の制度に変更されることで、「電気+ガスの一括供給サービス」にHEMS(ホーム エネルギー マネージメント・システム)を組み合わせた「マンション全体の総合エネマネシステム」の構築など、革新的なエネルギービジネスの創出を期待しても決して大袈裟なことではない。ところが、今回のガス自由化では、『ガスのマンション一括供給』は一切認められようとしていない(※2)。これは、需要家ニーズを全く無視している。 ※2:ガスの小売営業に関する指針(案) 経済産業省当局は、その理由について、「法令上、保安の確保が不十分になるから」としている。だが、これは全くもって奇妙な話だ。ガス自由化の環境を整備するため法令見直しをしているにもかかわらず、法令を見直す必要があるからダメだと言っているようなもの。 これは完全に本末転倒であり、『ガスのマンション一括供給』を認めるための保安規制改正をすべきである。そうすれば、ガス小売全面自由化後の「切り替え」(スイッチング)率は、そうしない場合よりも確実に上がる。 今回のガス自由化では、電力小売全面自由化よりも更に「切り替え」は進まない。だから、遠からず『マンション一括受ガス』に係る自由化も必ず実行せざるを得なくなる。そうはなからわかり切っていることなのだから、もったいつけずに、今回のガス自由化の施行と同時に、『ガスのマンション一括供給』も認めるべきだ。どうせ遠からず、認めることになるのだから・・。	整理No.2-2をご確認下さい。
5	5–2.	(2) 二重導管規制 今回のガス自由化に係る審議の過程では、いわゆる『二重導管規制』の改革が主要テーマの一つだった。結果的には、「託送供給不可能ガス(未熟調ガス)によって『H29.4からH32.3までの3年間で当該エリア全体の既存都市ガス需要の4.5%まで』を、ガス会社から奪っても良い」と結着した(※3)。 ※3:小売自由化の詳細制度設計についてしかし、都市ガスとは性状が異なるためにガス会社の既存導管で託送できないにもかかわらず、未熟調ガスを同類と見なし、供給に必要な導管の敷設を引き続き制限していることに変わりはない。残してはいけない規制の筆頭格だ。この規制も、今後速やかに全面解除すべきである。そうすれば、上記(1)と同じように、ガス小売全面自由化後の「切り替え」(スイッチング)率は、そうしない場合よりも確実に上がる。 (3)託送の圧力規定問題(逆流託送)いわゆる「パンケーキ問題」の解消が認められたこと(※1)は、ガス導管ネットワークが送電線のように津々浦々整備されていないとはいえ、200社を超えるガス事業者間にある垣根の一部を取り払うものとして高く評価されるものだ。 ※1:小売自由化の詳細制度設計についてだが、ガス事業者が7月29日に申請した託送約款には、「払出地点の圧力が受入地点の圧力よりも低いか又は同等であること」を引受条件とするという趣旨の条項(※2)が盛り込まれている。 ※2:東京ガス託送供給約款認可申請書 これは、今回のガス自由化に盛り込まれた内容に対してガス事業者が骨抜きを図ったものだろう。全くもっておかしな話であり、一般社会の視点から見ても許容されない条項だ。この条項は、ガス事業者が自発的に撤回するわけはないので、経産省当局が是正を命令すべきだ。こういう『細部に宿る岩盤規制』が所々に残存しているので、ガスシステム改革は電力システム改革よりも更に進まないことが確実視されている。それを一番わかっているのは、経産省当局自身であろう。	

意見No.	整理No.	御意見の内容	御意見に対する考え方
6	6–1.	P1 序 (1) 本指針の必要性及び構成・意見内容 ガス事業の健全な発達に資することを目的とする本指針が、小売全面自由化を迎えるにあたり、周知されるようにお願いしたい。 また小売全面自由化以降においても、「今後のガスの小売業の環境変化に応じて適時適切に見直しを行っていくこととする」とあるように、問題や紛争の内容や事例・判断例、競争環境等を反映するなど、既存・新規を問わず小売業に関わる者が、等しくガス事業の健全な発達に寄与するような指針の充実、周知・徹底をお願いしたい。・理由 お客さまや地域社会に、安心してガスを利用いただくことに努めている中で、契約に関する事項は安心の一つである信頼につながるものである。今後、競争環境に置かれる状況にあっても、ガス事業者が信用されるものであり続けなければならないと考える。 お客さまや社会の利益への寄与・保護のためには、契約切り替えの場面等において、競合するガス事業者間での連絡・連携は避けられないものと考えており、小売事業者が同じ認識に立ち、一層のガス事業の健全な発達に結び付くよう、周知・徹底をお願いしたい。	整理No.2-1をご確認下さい。
6	6–2.	・意見内容 無契約状態となっても、ガスの利用者の利益保護の観点から、供給停止までは通知期間が設けられている。無契約状態から契約を 開始する際に、契約する事業者との期間を遡り効力をもたせるか、最終保障供給を受けたとするかを選択する必要がある。 仮に需要家が意図的に新たな事業者と契約をしないと選択する場合においては、導管事業者による供給停止の告知期間は使用が可 能であるため、この無契約期間の使用分は、どの時点でどの小売事業者にあるか、または最終保障供給を受けたものと考えるのか	無契約状態でのガスの使用を解消するためには、需要家が当該無契約期間に係る契約関係について自ら選択の上整理する必要があります(本指針案11頁参照)。 仮にそのような選択がなされなかった場合には、ガス導管事業者が当該需要家に対してガスを供給したことになるため、当該ガス導管事業者が当該ガスの使用に対して適切な対価を請求することになるものと理解しています。
6		P12~13  2 営業・契約形態の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為等 (1)ガス事業法上許容されない営業・契約形態 アー括受ガスについて(注釈8を含む) ・意見内容 「将来的に、一括受ガスという契約形態を許容するための制度改正を行うか否かについては、小売全面自由化後の需要家のニーズも 踏まえつつ、引き続き検討すべき課題として整理している。」とあるが、契約形態のバリエーションを増やすためだけに認めるべきでは ないと考えている。 ガス事業を行うものにとって保安の確保が大前提としてあるべきであり、一括受ガスの検討においては、保安面からの議論がなされる よう強くお願いしたい。 ・理由  ・括受ガス状態におけるガス事業者の保安責任区分の変更など、保安規制の見直しを必要とするものであり、契約形態のあり方の 側面だけを捉えて議論が進むことは、保安レベルが低下を招く恐れがある。  ・括受ガスの検討は、信頼の根幹である安全性を低下させることのないよう、極めて慎重に行うべきである。	整理No.2-2をご確認下さい。

意見No.	整理No.	御意見の内容	御意見に対する考え方
7	7	○電気分野では、集合住宅等でのいわゆる一括受電が認められておりますが、ガス分野においては、一括受ガスが認められていないのは問題だと思います。自由化において様々な契約を認められる中で需要家が自己の判断基準で事業者等を選択し、メリットを享受できるようにすべきです。入り口で排除するような扱いはそもそも自由化の趣旨に反するものです。このため、小売全面自由化後速やかに一括受ガスが可能となるように早期にご検討いただきたいと考えます。 ○「当該設備を経由してマンションの各戸やオフィスビルの各テナント等に対してガスを受け渡す行為についても、ガスメーターに係るガス事業法上の保安規制を担保できないこと」が理由になっている点について。 子メーターについてはガスでもある前提で、各自治体から子メーターの扱いについて周知がされています。この点について各自治体に問い合わせたところ、全治自体共通とのことです。 (参考:大阪府の場合) トたけがwww.pref.osaka.lgjp/keiryo/oyakomt/index.html 既に子メーター等による取引が認められているにも拘わらず、何故今になって保安規制を担保できないということになるのでしょうか。現状で既に発出されている通知・通達と平仄が取れていないものと考えます。 なお、一部ガス会社各社に問い合わせたところ、アパートや学生寮における子メーターの設置について、「子メーター設置は問題ない。ガス管も含め、メーター購入、保安管理等はオーナーさんで行ってもらうことになる。オーナーさんは親メーターを通じたガス会社との取引となる。」といった点を確認済みであり、保安等の問題の有無についても明確に確認したものの、特に今回の案にあるような保安上の問題に関するコメントはありませんでした。以上のことから考えても、今回の整理には合理性があるとは考えられませんが如何でしょうか。 ○一括受ガスを認めない理由として挙げられている「マンションの各戸やオフィスビルの各テナント等の需要家によるガスの供給者選択に対し一定の制約を課すことになる」について ・括も含めた選択肢として需要家が判断すればよく、事業者の創意工夫等を促すといった自由化本来の主旨に悖るものであり、やらない理由にならないと思います。 ・ 任もしまります。 ・ 任もしまりまりまりまります。 ・ 任ものと選択を担います。 ・ たりしても、新築マンションでは通常デベロッパーへの丁寧な提案・説明に加え、入居者の皆さんに対しても「重要事項説明書への記載」「入居者記明会での内容説明」を行うなど丁寧な手続きを経ていますので、入居後に需要家からクレームが発生するケースはほぼ見られない実態があります。一括受力ス事業においても、うりとないでは、新発マンションでは通常デベロッパーへの丁寧な手続きを経ていますので、入居後に需要家からクレームが発生するケースはほぼ見られない実態があります。一括受力ス事業においても、方とでは明確であるような実態であり、ガスでも同様だと考えております。	

意見No	整理No.	御意見の内容	御意見に対する考え方
思 无NO.	8	2. (3)ガス小売事業者のワンタッチ供給における問題となる行為 ・意見内容 今回の指針では、『ガス自由化』は到底その本来の目標を達成できないと思量いたします。その理由と対策案について以下にご提 案申し上げます。何卒、ご考慮願いたく存じます。 1. 理由: 今回のガス自由化では、参入可能な業種・企業は、事実上大手電力会社、あるいは別の地域で営業を行う大手都市ガス会社、海外にLNGの供給源及び、国内で輸入基地を確保できる商社・鉄鋼会社、そして石油元売会社に限定されます。しかも、LNGの輸入基地の規模から判断すれば、今後の有力都市ガス供給会社は、大手電力・大手都市ガス会社に絞られます。この結果、競争は実際これらの電力・大手都市ガス会社間のみとなりそうです。 起きてはならないことですが、仮に大規模な災害が発生した際には、LPガス販売事業者が都市ガス事業に参入していれば、都市ガス供給が停止した場合、地域密着のガス体エネルギー事業者としてLPガス容器により、仮設のLPガス機器を通じガス供給の緊急対応が可能となります。この緊急対策は、東日本大震災や阪神大震災で分散型エネルギーとしてのLPガスの強みは実証済みです。 また、電力と都市ガスの自由化の前提となる相違点は、都市ガスには導管網の普及が限定されていること、並びに卸売市場が皆無であることです。この様な状況下では、消費者の選択でき	整理No3をご確認下さい。
9	9	供給条件の説明義務のうち「保安上の責任に関する事項」について、消費機器とガス導管(内管)にかかる事業者の責任が小売事業者と導管事業者に別れることについて、消費者に分かりやすく具体的に説明することを明確にしてください。 事業者の保安上の責任が小売事業者と導管事業者に別れることは、消費者には初めてのことですが、ほとんど知られていません。開栓時や定期保安点検においては、消費者の室内に点検される方が立ち入ることになりますが、小売事業者と導管事業者が別々に点検を行うことが想定されます。また、点検作業を別会社に委託した場合には契約している事業者とは違う事業者が立ち入ることになります。消費者の中には、開栓・点検作業が別々に行われたり、複数の事業者が室内に立ち入るようになることを避けたいという方が当然あると思われます。 また、点検を騙って室内に立ち入ることを狙う悪質業者による被害の可能性も考えておく必要があります。よって、説明義務の内容をより具体的に定め、事業者の保安上の責任が分かれることに加えて、(1)点検のための室内立入回数が増えることになるのかどうか、(2)点検作業を契約事業者が自ら行うのか委託するのか、(3)点検作業を委託する場合は委託先の事業者名、について、消費者に分かりやすく説明することを盛り込んで下さい。	整理No.1をご確認下さい。

意見No.	整理No.	御意見の内容	御意見に対する考え方
10	10-1.	(1)一般的な情報提供) (意見) 「一般消費者向けの料金の標準メニュー」や「平均的な月額料金例」等の情報公開は事業者として当然行うべきことであり、義務付ける(情報公開を行わないことを「問題となる行為」とする)べきです。 (理由) 一般消費者と事業者では、情報力・交渉力に大きな格差があります。「一般消費者向けの料金の標準メニュー」や「平均的な月額料金例」などの料金情報の消費者への公開は、事業者として当然行うべきことです。今後こうした情報公開が義務化されずに自由化が行われた場合、新規参入が見込めない地域では、情報公開がなされないまま一方的な値上げが行われることが危惧されます。また、家庭用LPガスの業界では、自由市場・自由競争という建前で、大手を含めほとんどの事業者が上記のような料金情報を公開してきませんでした。都市ガス会社の子会社であるLPガス事業者でも同様の状況が続いてきました。こうしたことを鑑みると、「一般消費者向けの料金の標準メニュー」や「平均的な月額料金例」の情報公開を行わないことを「問題となる行為」とすべきです。	整理No.4-2をご確認下さい。
10	10-2.	(該当箇所:P5 1-(1)-iv) ガス料金に工事費等が含まれている場合の請求書等への内訳明記) (意見) ガス料金に工事費等が含まれている場合の請求書等への内訳明記は義務付ける(明記しないことを「問題となる行為」とする)べきです。 (理由) ガス料金に工事費等が含まれている場合の内訳金額は、消費者が他事業者との料金比較をする際、また消費者自身がスイッチングをする際の解約時費用の有無や必要な場合の経費の予測を検討する際などになくてはならないものです。料金の透明化を図ることが必要であり、内訳を明記しないことを「問題となる行為」とするべきです。	ガス料金に工事費等が含まれている場合の請求書等への内訳明記については、これをしないことが直ちに需要家利益の保護に支障を来すものではないことから「問題となる行為」とすることはせず「望ましい行為」と位置づけていますが、ガス小売事業者に課せられた供給条件の説明義務や書面交付義務においては、ガス料金の算定方法や工事費負担に関する事項(当該費用負担が小売供給に係る料金に含まれる場合にはその旨を明示することを含む。)及びそれらの支払方法について説明し、かつ書面に記載することが義務付けられています(ガス事業法第14条及び第15条並びにガス小売事業の登録の申請等に関する省令第3条第1項第7号、第8号及び第12号等)。これらのガス小売事業者に対する説明義務・書面交付義務により、ガス料金や工事費負担の透明性を図っています。
10	10-3.	(該当箇所:P6(2)契約に先だって行う説明や契約締結前・締結後交付書面の交付) (意見) 自由化当初から経過措置料金規制を課されない事業者及び、その後の解除基準に該当することになって経過措置指定が解除されることになった事業者は、その旨を事業者自身が利用者に周知を行うことを義務付ける(周知を行わないことを「問題となる行為」とする)べきです (理由) 都市ガス事業を行っている202社のうち、経過措置料金規制が課せられるのは12社のみであり、公営事業者21社を除いても、169の民間事業者が来年の4月1日から指定が解除されます。これにより、制度上は現在の料金メニューを変更しての値上げが可能となります。多くの消費者は、自由化による競争がはじまることによって、料金の引き下げを期待するわけですが、競争が起こる可能性が見通せない中、少なくとも消費者自身が、料金の決め方が変わることを理解している必要があります。そのため、当初から経過措置を課されない事業者及び、その後の解除基準に該当することになって経過措置指定が解除されることになった事業者については、その旨を事業者自身が利用者に周知を行うことを、義務とする(周知を行わないことを「問題となる行為」とする)べきです。具体的には、検針票等と合わせて告知を行うちらしを配布するなど、事業者から消費者に直接告知を行うことが必要です。	整理No.4-1をご確認下さい。
10	10-4.	(該当箇所:全体を通して) (意見) 「ガスの小売営業に関する指針(案)」の内容について、すべての事業者に対して周知徹底してください。 (理由) 電力自由化の際には、既存の大手電力会社は10社しかなく、既存の会社に指針の主旨を正しく周知・徹底させることは比較的容易だったと思います。しかし、都市ガスの場合には、既存事業者だけで約200社あります。監視等委員会の体制を強化し、地方毎にきめ細かく事業者に周知するなど、全事業者への周知を徹底してください。	整理No.2-1をご確認下さい。

意見No.	整理No.	御意見の内容	御意見に対する考え方
	11	「ガスの小売営業に関する指針(案)」(以下、指針案)において、「将来的に、一括受ガスという契約形態を許容するための制度改正を行うか否かについては、小売全面自由化後の需要家のニーズも踏まえつつ、引き続き検討すべき課題として整理している」と備考欄(P13)に記載されておりますが、小売全面自由化を待つことなく早期に検討を開始し、一括受ガスという契約形態が実現できるよう、一刻も早く必要な制度改正を行っていただくことを要望致します。	整理No.2-2をご確認下さい。
11		電気事業においては、小売部分自由化時から一括受電という契約形態が認められており、また、H28.4に小売全面自由化が開始され現在に至っても、引き続き、一括受電のニーズは存在し件数は増加している状況です。こうした電気における状況を踏まえると、ガスにおいても小売全面自由化が開始されたとしても、現状と同様に一括受ガスのニーズはあるのではないかと考えております。したがって、今回の指針案において、一括受ガスの契約形態はガス事業法上許容すべきものではない理由として「マンションの各戸やオフィスビルの各テナント等の需要家によるガスの供給者選択に対し一定の制約を課すことになる」ことを挙げられていますが、逆に、一括受ガスを需要家が選択できないことが、需要家の多様なニーズの一部を捨て去り、選択肢を狭めているのではないかと考えております。	
		加えて、「ガスメーターに係るガス事業法上の保安規制を担保できない」ことも一括受ガスができない理由として挙げられていますが、 これは、一括受ガスのような新しいビジネスモデルに現行の法制度が対応できていないのが原因であり、当該モデルにも保安規制を 課せられるような制度を整備すれば解決できる内容ではないかと考えており、迅速な制度改正を要望致します。	
12	12	ガスの小売営業に関する指針(案) 12頁 2 営業・契約形態の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為等 (1)ガス事業法上許容されない営業・契約形態 アー括受ガスについて ・意見内容 「マンションー括受ガス」のようなビジネスモデルを許容するため、ただちに需要家のニーズを調査し、すみやかに方針見直しを検討する旨、指針へ反映していただくよう要望いたします。 ・理由 今回のガイドライン案では、いわゆる「一括受ガス」について、「このような営業・契約形態はガス事業法上許容すべきではない」「将来的に、一括受ガスという契約形態を許容するための制度改正を行うか否かについては、小売全面自由化後の需要家のニーズも踏まえつつ、引き続き検討すべき課題として整理」との記載になっていますが、当社へのマンション一括供給の引き合いはすでに多数にのぼっており、現時点ですでに需要家ニーズは高いと考えています。 電力小売においては、小売全面自由化以前から「マンション一括受電」という行為が認められ、すでに全国で40万戸超の家庭が一括受電による電気の供給を受けているとともに、小売全面自由化以降も引き続き新たなニーズが寄せられている状況です。電カシステム改革専門委員会において、「電カシステム改革を貫く考え方は、同じエネルギー供給システムであるガス事業においても整合的であるべき」との指摘があったことなども踏まえ、「小売全面自由化後の需要家のニーズについてただちに調査し、一括受ガスという契約形態を許容するための検討をすみやかに行う」などの追記を要望いたします。 また検討の結果、問題が無いと認められるケースからすみやかに認めていただくことも、併せて要望いたします。	

意見No.	整理No.	御意見の内容	御意見に対する考え方
13	13	福川加入の小海日田に1は、電力が売日田に10場合よりも消貨者の関門が増入。 宣伝もあまりされているが、認識している消費者に大きも少ないと感じます。しかし、都市ガスを利用している全ての消費者に必需のサービスで、重要なライフラインであることには変わりありません。 多くの人が意識しないまま「自由化政策」の名のもとに、今まであった規制が取り払われ、価格も販売方法も多様化し、トラブルが予想されることになります。しかも都市ガスの小売事業者の参入は電力の場合とは異なり、非常に少ないのが現状です。(11月現在5社)このような中、本当に消費者が選択できるような環境になるのか、別の意味で不安要素があります。価格は自由化したけれど、競争がなく独占状態になってしまうのではないかという不安です。 万人の生活に必需なサービスであるがゆえに、高齢者や障害者等の弱者に配慮した指針を設けていただくことを強く望みます。(例えば、金融商品取引における高齢者ルールなどが参考になります) 需要家への適切な情報提供において、料金請求の根拠を示さないことは論外ですが、わかりやすい料金メニューを公表することを義務づけて欲しいと思います。特に導管や設備費がどのように料金に反映されているのかを料金明細の中で知らせるべきだと思います。それからセット販売等を行う場合、それぞれの契約期間の縛りをずらして解約料なしでは解約できないようにすることは、解約に制限をかけることになり、消費者の自由な選択が阻害されることになり、問題であると考えます。契約時に説明すればいいものではないと思います。 契約内容の適正化で転居の場合の解約に解約料を設けることは厳しく制限すべきであると考えます。 勤誘時だけの格安料金なども取締の対象とすべきと思います。(LPガスの勧誘時にトラブルが多発しています) 苦情・問い合わせへの対応の適正化において、苦情の問い合わせ先は、料金表等に必ず記載すべきと考えます。誰もがホームページを見ることができるわけではありません。まだどのようなトラブルが起こるか想像ができない現状では指針に対して意見をいうことは難しいと思います。今後、具体的な問題が起きた時に、電力・ガス取引監視等委員会においては、対処療法ではなく、制度的な見直しを含めて消費者の意見を聞きながら柔軟に対処していただけることを強く望みます。	・料金メニューの公表について:整理No.4-2をご確認下さい。 ・セット販売について 御指摘のセット販売の問題については、スイッチングを事実上抑制する効果があるものの、他の役務に関する契約を既に締結している需要家がガスとのセット販売を受けようとする場合など、需要家の選択肢の拡大の観点からはこうした契約形態が直ちに需要家利益の保護に支障を来すものではないことから「問題となる行為」とすることはせず「望ましい行為」と位置づけています。今後、ガス小売事業者によって適切なセット販売が行われることを期待しています。 ・転居に伴う解除による違約金等について 転居に伴う解除による違約金等については、地域限定で事業を行うガス小売事業者が相当数想定される中において、契約時には予定していなかった転居の際にガスの違約金等が発生するという、需要家の利益を害するおそれのある状況が生じかねないなどの事情から、需要家側で対処ができない場合、すなわち「転居先が解除申出時点において自己(転居前に供給を受けているガス小売事業者)から小売供給を受けることができなよう措置するときが望ましい」としております。いただいた御意見も踏まえ、今後の違約金の設定状況等を見ながら、転居により需要家の利益が不当に害されないような環境の整備を引き続き検討してまいります。・・勧誘時だけの格安料金について料金の値上げ等の供給条件の変更をしようとする場合の説明義務等について整理No.4-3をご確認下さい。・・苦情の問合せたについてガス小売事業者に対しては、供給条件の説明義務・書面交付義務として、苦情や問合せに応ずるための連絡先等を需要家に説明し、交付する書面にも記載する義務を課しています(小売登録省令第3条第1項第3号)。その他、頂いた御意見につきましては今後の制度設計の参考とさせていただきます。
14	14	とりあえずは良いのではないかと思うが、「利益の中抜き」が発生しがちな構造を作るものであるので、その排除には熱心になっていただきたい。(なお、そういった行為によって得られる利益は、組織犯罪者周辺の者が非常に好むものであるという事について意識していただきたい。) 本来的には中間業者をなるべく排除して消費者がより直接的に公正に安価に便利に元事業者からガスやその他エネルギーの供給を受けられる事が望ましいのであるが、その事は常に意識していただきたいと考える。 もし簡易に暴利を貪っているいる者がいたとしたら、その様な者達を排除すべく、制度等の改正をこまめに行うようにしていっていただきたい。 意見は以上である。	頂いた御意見の内容は、今回の意見募集の対象となるものではありませんが、今後の制度設計の参考とさせていただきます。